

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱

令和 4 年 12 月 6 日付け 4 農産第 3253 号

農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 甘味資源作物は、台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や冷涼地帯での輪作を展開する北海道における基幹作物であり、地場産業である砂糖製造業等とともに地域経済を支える存在であるが、大型の台風、干ばつ、高温多雨等の異常気象や病害虫の発生等により、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になっている。

本年においても台風、干ばつ等の気象災害やサツマイモ基腐病等の病害虫の被害が発生していることから、早期に甘味資源作物の次期作の生産性の回復・向上を図り、安定生産体制を緊急的に確立する必要がある。

また、甘味資源作物は地域の地場産業である砂糖製造業等と相まって地域を支えており、その持続的発展に向け、砂糖製造業等における働き方改革の実現も喫緊の課題となっている。

このため、堆肥等を活用した土作りや地域の生産体制を支える担い手、作業受託組織の育成・強化等、地域ごとのさとうきび増産プロジェクトに定めた特に重要な取組、かんしょの高単収新品種や生分解性マルチの普及、サツマイモ基腐病等重要病害虫の防除、農業機械等の導入等による甘味資源作物の生産性向上及び分みつ糖工場等の労働効率向上やいもでん粉工場の衛生管理の高度化の取組等を支援することにより、甘味資源作物並びに砂糖及びいもでん粉製造業の生産性の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任し

た件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 3 補助金は、第 1 の趣旨を踏まえ、事業実施主体が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

- （1）さとうきび生産性向上緊急支援事業
- （2）かんしょ生産性向上緊急支援事業
- （3）砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業
- （4）砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業

（事業の内容等）

第 4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、それぞれ別表 1 に掲げるとおりとする。

- 2 別表 1 に掲げる事業の内容については、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

（事業の実施）

第 5 事業実施主体は、自らが作成した事業実施計画書に記載された事業の目的、成果目標、事業の内容、実施体制等に基づき、事業を実施するものとする。

（交付の対象及び補助率）

第 6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表 1 に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 2 に定めるところによる。

（流用の禁止）

第 7 別表 2 の区分の欄に掲げる 1 及び 2 の事業に係る経費、1 の事業における補助対象経費の欄に掲げる 1 から 3 までの事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

（申請手続）

第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、農産局長

が別に定めるところにより作成した事業実施計画を添えて、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に交付申請書を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 9 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 10 地方農政局長等は、第 8 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 8 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 11 補助事業者は、第 8 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 12 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競

争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画の変更と併せて、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。
 - （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

（事業遅延の届出）

- 第16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式

第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らか

である場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額が確定した日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第21 補助事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第22 地方農政局長等は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決

定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に

供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第25 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第26 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第27 補助事業者が地方公共団体の場合にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない

（事業実施状況の報告）

第28 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方

農政局長等に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該補助事業者に対して指導を行うものとする。

(事業実施結果の評価)

第29 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、本事業の実施結果について自己評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該補助事業者に対して指導を行うものとする。

(関係機関との情報共有)

第30 地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する都道府県との間で本事業に係る情報を共有するものとする。ただし、補助事業者の構成員に都道府県が含まれる場合は、この限りでない。

- 2 地方農政局長等は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、農産局長に対し、速やかに情報を共有することとし、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

(事業費の低減)

第31 本事業の実施に当たっては、補助事業者は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第32 補助事業者は、本事業により知り得た個人情報について、本事業の実施以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

(他の施策との関連)

第33 補助事業者は、作業従事者及び受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

- 2 補助事業者は、農業共済組合等と連携し、本事業の受益農家等に対し、経営の安全を図るため、農業経営収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

(その他)

第34 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとするとともに、農産局長は、

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、補助事業者等に対して報告を求めることができるものとする。

(委任)

第35 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

別表 1 (第 4 及び第 6 関係) 事業の内容等

事業種類	事業内容	事業実施主体
1 さとうきび生産性向上緊急支援事業	さとうきび生産性向上緊急支援事業 地域におけるさとうきびの生産性向上に向けた取組を着実に推進するため に必要となる地域ごとのさとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち特に重要な取組及び生産構造の安定化に必要なとなる生産対策に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 ただし、2、4 及び 11 の者で農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組を行う者は、本事業の対象とならないものとする。 1 農業協同組合 2 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。以下同じ。） 3 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 4 土地改良区 5 協議会（さとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） 6 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 7 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。） 8 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する法人及び団体をいう。以下同じ。） 9 生産者の組織する団体 10 国内産糖製造事業者 11 民間企業
2 かんしょ生産性向上緊急支援事業	（1）でん粉原料用かんしょ産地対策事業 でん粉原料用かんしょ等の生産性向上に向けて必要となる取組に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 生産者の組織する団体 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 かんしょでん粉製造事業者 5 協議会（でん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） 6 かんしょでん粉製造事業者の組織する団体 7 公社 8 土地改良区 9 農事組合法人 10 農事組合法人以外の農地所有適格法人 11 特定農業法人及び特定農業団体 12 民間企業
	（2）かんしょ重要病害虫対策事業 重要病害虫（かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念されるサツマイモ基腐病及びこれに準ずる影響を及ぼす病害虫として農産局長が別に定めるもの。以下同じ。）の防除に必要な取組に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 生産者の組織する団体 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 かんしょでん粉製造事業者 5 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） 6 かんしょでん粉製造事業者の組織する団体 7 農事組合法人

		8 農事組合法人以外の農地所有適格法人 9 特定農業法人及び特定農業団体 10 かんしょ加工品製造事業者
3 砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業	(1) 分みつ糖工場生産性向上支援事業 分みつ糖工場の労働効率向上に向けた取組に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 協議会（さとうきびの生産振興の関係者等により組織される団体をいう。） 2 分みつ糖製造事業者の組織する団体 3 分みつ糖製造事業者
	(2) 国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業 国内産いもでん粉工場の労働効率向上に向けた取組に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。ただし、3から5までの者は、国内産いもでん粉製造事業者への貸付けを目的とする場合に限る。 1 国内産いもでん粉製造事業者 2 国内産いもでん粉製造事業者の組織する団体 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 民間企業
4 砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業	(1) 分みつ糖工場生産性向上整備事業 分みつ糖工場の労働効率向上に向けた施設整備に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 分みつ糖製造事業者 2 市町村 3 生産者の組織する団体
	(2) 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業 国内産いもでん粉工場の労働効率向上等に向けた施設整備に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。ただし、3から5までの者は、国内産いもでん粉製造事業者への貸付けを目的とする場合に限る。 1 国内産いもでん粉製造事業者 2 国内産いもでん粉製造事業者の組織する団体 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 民間企業
	(3) かんしょ重要病害虫対策整備事業 重要病害虫の防除に必要な施設整備に対して支援	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 1 生産者の組織する団体 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 かんしょでん粉製造事業者 5 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。） 6 かんしょでん粉製造事業者の組織する団体 7 農事組合法人 8 農事組合法人以外の農地所有適格法人 9 特定農業法人及び特定農業団体 10 かんしょ加工品製造事業者

別表 2 (第 6、第 7 及び第 15 関係)

区分	補助対象経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業費	1 さとうきび生産性向上緊急支援事業 補助事業者が農産局長が別に定めるところにより実施する事業に要する経費	定額 (さとうきびの農業機械等の導入の場合は物件相当額の 6/10 以内。さとうきびの農業機械等のリース導入の場合はリース料の 6/10 以内。複合経営品目の農業機械等の導入の場合は物件相当額の 1/2 以内。複合経営品目の農業機械等のリース導入の場合はリース料の 1/2 以内。) 病害虫・難防除雑草の発生に備えた予防的な取組を行う場合は、10 a 当たり 1 回 200 円		1 補助事業者の変更 2 事業費の 30% を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の 30% を超える減 4 成果目標の変更 5 農業機械等の変更
	2 かんしょ生産性向上緊急支援事業 補助事業者が農産局長が別に定めるところにより実施する次に掲げる事業に要する経費 (1) でん粉原料用かんしょ産地対策事業 (2) かんしょ重要病害虫対策事業	事業費の 1/2 以内 (農業機械のリース導入の場合は、物件相当額の 1/2 以内)、定額 事業費の 1/2 以内、定額	1 補助対象経費欄の (1) 及び (2) の経費の相互間における経費の増減	1 補助事業者の変更 2 事業費の 30% を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の 30% を超える減 4 農業機械等の変更 5 成果目標の変更
	3 砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業 補助事業者が農産局長が別に定めるところにより実施する次に掲げる事業に要する経費 (1) 分みつ糖工場生産性向上支援事業 (2) 国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業	定額 事業費の 1/2 以内	1 補助対象経費欄の (1) 及び (2) の経費の相互間における経費の増減	1 補助事業者の変更 2 事業費の 30% を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の 30% を超える減 4 省力化・効率化・グリーン化機器の変更

				5 成果目標の変更
2 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業費（整備費）	1 砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業 補助事業者が農産局長が別に定めるところにより実施する次に掲げる事業に要する経費 （1）分みつ糖工場生産性向上整備事業 （2）国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業 （3）かんしょ重要病害虫対策整備事業	事業費の6/10以内 事業費の1/2以内 事業費の1/2以内	1 補助対象経費欄の（1）から（3）までの経費の相互間における経費の増減	1 補助事業者の変更 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 4 施設及び設備の変更 5 成果目標の変更

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（〇〇事業）
交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道を事業実施地区とする事業実施主体にあつては北海道農政事務所長、沖縄県を事業実施地区とする事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、事業実施計画のとおり事業を実施したいので、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3253号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- （注）1 この申請書は、事業ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 本交付申請と併せて、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画を提出すること。
- 3 農産局長が別に定めるところにより提出した事業実施計画の記載内容から変更があるときは、本文中の「事業実施計画のとおり事業を実施したいので」を「事業公募要領に基づき提出した事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画の変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。
- 4 交付決定前に着手した場合した場合には、農産局長が別に定める交付決定前着手届等、着手年月日が分かる資料を添付すること。

別記様式第2号（第12 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなったとしても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。）をいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第14関係）

〇〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（〇〇事業）
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道を事業実施地区とする事業実施主体にあつては北海道農政事務所長、沖縄県を事業実施地区とする事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3253号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき申請する。

（注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

2 添付書類については、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画のとおりとし、この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第4号（第16関係）

〇〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（〇〇事業）
遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道を事業実施地区とする事業実施主体にあつては北海道農政事務局長、沖縄県を事業実施地区とする事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3253号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。

- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号（第17関係）

〇〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（〇〇事業）
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道を事業実施地区とする事業実施主体にあっては北海道農政事務所長、沖縄県を事業実施地区とする事業実施主体にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地	
団体名	
代表者氏名	

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和４年１２月６日付け４農産第３２５３号農林水産事務次官依命通知）第１７の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別表2の補助対象経費の欄に掲げる経費を記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 6 号（第 18 関係）

○年度第○四半期甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（○○事業）
概算払請求書

番 号
年 月 日

○○○農政局長 殿
〔 北海道を事業実施地区とする事業実施主体
にあっては北海道農政事務所長、沖縄県を事
業実施地区とする事業実施主体にあっては
内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 ○○○農政局総務部長 殿
〔 北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・
中国四国農政局にあっては総務管理官、
東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合
事務局にあっては総務部長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、
甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 6 日
付け 4 農産第 3253 号農林水産事務次官依命通知）第 18 の規定に基づき、概算払の請
求をしたいので、下記により金○○円を概算払によって交付されたく請求する。
（また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告す
る。）

記

○年○月○日現在

区分	総事業費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況 報告 ○月○日 現在の 出来高	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日 まで予定 出来高	金額	○月○日 まで予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 「区分」の欄には、別表 2 の補助対象経費の欄に掲げる経費を記載すること。

- 2 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 3 補助事業等の実態に応じて、上記項目のほか必要な事項を追加することができる。
- 4 括弧内の記載は、第 17 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第7号（第19第1項関係）

〇〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（〇〇事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道を事業実施地区とする事業実施主体にあつては北海道農政事務局長、沖縄県を事業実施地区とする事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた補助事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3253号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

- （注）1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であつた。」と加筆し、事業実施計画の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があつた場合においては、交付決定を受けた際に併せて提出した事業実施計画のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び確認のための資料（契約書、請求書等の写し並びに賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写し等）とし、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限ることとする。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 外部へ委託した場合で、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第8号（第19第2項関係）

〇〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金（〇〇事業）
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道を事業実施地区とする事業実施主体にあつては北海道農政事務所長、沖縄県を事業実施地区とする事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫 補助金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

〇〇年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道を事業実施地区とする事業実施主体にあつては北海道農政事務
所長、沖縄県を事業実施地区とする事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金について、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3253号農林水産事務次官依命通知）第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金（又は交付金）の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類その他の免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 10 号（第 26 第 3 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名			地区			事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限年 月 日	承 認 年月日	処分の 内容			
									国庫補助 金	都道府 県費	市町村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
	計																		
	計																		
	合 計																		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 27 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。